(設置)

第1条 武蔵野市(以下「市」という。)が行うブラショフ市とのこれまでの交流の成果を評価し、及び検証し、今後の交流のあり方を検討するため、ルーマニアとの今後の交流のあり方を考える市民懇談会(以下「懇談会」という。)を設置する。

(所管事項)

- 第2条 懇談会は、次に掲げる事項を検討し、その結果を市長に報告する。
  - (1) これまでの交流の成果に関する事項
  - (2) 今後の交流のあり方に関する事項
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、ルーマニアとの交流の推進に必要な事項(組織)
- 第3条 懇談会の委員は、8人以内とし、次に掲げる者で組織し、市長が委嘱する。
  - (1) ルーマニアとの交流に関わったことのある団体等の関係者
  - (2) 公募による者のうち、別に定める選考委員会が選考した者 (委員長等)
- 第4条 懇談会に委員長及び副委員長各1人を置く。
- 2 委員長は委員の互選により選任し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総括し、懇談会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、平成18年3月31日までとする。

(会議)

- 第6条 懇談会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 2 懇談会が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第7条 懇談会の庶務は、環境生活部交流事業課が行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会について必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。